

公 告

下記要領により一般競争入札を行います。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 工 事 名 | 平成 30 年度佐世保合同庁舎立体駐車場照明器具取替工事 |
| (2) 工 事 概 要 | 立体駐車場内の照明器具を防雨型 LED 照明器具への取替工事等 |
| (3) 工 事 場 所 | 佐世保市木場田町 2 番 1 9 号 佐世保合同庁舎 |
| (4) 工 期 | 契約締結日の翌日から平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで |
| (5) 入札参加申込期限 | 平成 3 0 年 6 月 1 5 日 (金) 1 7 時まで |
| (6) 証明書等の受領期限 | 平成 3 0 年 6 月 1 8 日 (月) 1 7 時まで |
| (7) 委任状の受領期限 | 平成 3 0 年 6 月 2 0 日 (水) 1 7 時まで (必着) |
| (8) 入札書及び工事費
内訳書の受領期間 | 平成 3 0 年 6 月 1 9 日 (火) 9 時から
平成 3 0 年 6 月 2 0 日 (水) 1 7 時まで (必着) |
| (9) 開札の日時及び場所 | 平成 3 0 年 6 月 2 1 日 (木) 1 0 時 0 0 分
佐世保市木場田町 2 番 1 9 号
佐世保合同庁舎 3 階 共用第 3 会議室 |

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 2 9 ・ 3 0 年度財務省北九州地区競争参加資格審査において、業種区分が「電気工事」の「B」又は「C」等級に格付けされ、責任をもって業務を完了することができる者。なお、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（以下「更生手続等開始申立者」という。）については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けていること。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 更生手続等開始申立者（上記（1）の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 当該地方支分部局の所属担当官が行った入札の結果、落札者又は落札候補者となりながら正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。
また、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ落札者とならなかった者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 下記 3 で、入札説明書等の交付、仕様書等の貸与・説明を受けた者で、入札参加申込みを行った者であること。

3. 契約条項を示す場所及び入札参加申込み等

(1) 契約条項を示す場所

〒857-0041 佐世保市木場田町2番19号 佐世保合同庁舎1階
福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所 管財課 合同庁舎管理係
(電話 0956-22-0398)

(2) 入札書及び工事費内訳書の提出場所

上記(1)に同じ

(3) 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、下記(4)により仕様書等の交付・説明を受けた後、上記1.(5)の期限までに上記(1)に入札参加申込みを行うこと。

(4) 仕様書等の交付・説明日時及び場所

①日 時 平成30年5月31日(木)～平成30年6月15日(金)17時まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く

②場 所 上記(1)に同じ (平成29・30年度財務省北九州地区競争参加資格審査等級決定通知書の写し、印鑑を持参すること。また、参加申込書に法人番号を記入する必要があることから、予め、法人番号を控えておくこと。)

4. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免 除 ただし、落札者又は落札候補者が契約を結ばないときは、賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

(2) 契約保証金

免 除

5. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、内訳書の提出がない者のした入札及び内訳書の内容に不備があった者のした入札は原則として無効とする。

7. 契約書作成の要否

本工事については、契約書の取り交わしをする。

以上公告する。

平成30年5月31日

分任支出負担行為担当官

福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所長 山口 弘司